

保健福祉だより

2月

◎ 事業日程

日	曜日	事業名	対象	会場
3	木	母親学級	妊娠届出をすまされた方	保健福祉センター
8	火	定例健康相談会 午後1時30分から	一般住民	
9	水	機能訓練 (後遺症者の集い)	脳卒中及びそのほかの後遺症者	
23	水	機能訓練 (後遺症者の集い)	脳卒中及びそのほかの後遺症者	
24	木	乳児健診 午後1時30分から	H11年10月1日～11月30日生まれ H11年4月1日～5月31日生まれ	
29	火	予防接種「ポリオ」 午後1時30分から	生後3カ月から7歳6カ月まで	

犬の引き取り日 2月はありませぬ。
取り締まり日 10日(金)、25日(金)

♣ クローバー教室

日	曜日	機能訓練内容
8	火	組みも・ちぎり絵
22	火	組みも・ちぎり絵

会場 保健福祉センター
時間 午後1時30分
※バスを運行します。

チャイルドシート購入費を助成します。

運輸省の認証マーク



道路交通法の一部改正に伴い、4月1日から、自動車の運転者が6歳未満の乳幼児を乗車させて運転する場合、チャイルドシートの着用が、義務付けられます。
村では、チャイルドシートを購入した場合に次のとおり購入費を助成します。

- ※助成対象
村内に住所を有する者で、1月1日以降にチャイルドシート販売店より購入した運輸省の認証マークのあるもの。
- ※助成金額
購入額の3分の1(1,000円未満の端数があるときは、端数を切り捨てた額で、10,000円を限度とする。)
- ※申込方法
助成申請書に領収書、品質保証書の写しを添付して役場総務課へ申込んで下さい。

冬の全国星空継続観察に参加しませんか

〈環境庁〉

全国星空継続観察(スターウォッチング・ネットワーク)は、多くの人に肉眼や双眼鏡などを使った身近な方法で星空を観察していただき、光害など大気環境問題への関心を高めてもらうことを目的に、毎年、夏と冬の年二回実施されています。主催の環境庁と(財)日本環境協会では、この冬も都道府県・政令指定都市・中核市を通じて参加団体を募集します。

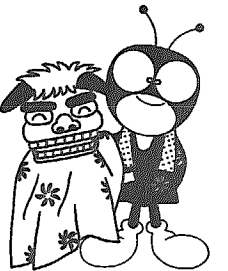
〈参加方法〉

都道府県・政令指定都市・中核市の大気保全担当部局に参加を申し込む。その際に配布される「観察の手引き」に基づいて観察し、結果を大気保全担当部局に報告する。

〈観察期間〉

二〇〇〇年一月二十五日(火)～二月七日(月)の期間中に一日以上観察

年金コーナー



20歳以上60歳未満の全ての人は「国民年金」の加入者です

会社に勤めたら「厚生年金」、退職したら「国民年金」。厚生年金に加入しているという場合は、同時に国民年金の第二号被保険者となります。また、国民年金の第二号被保険者に扶養されている20歳以上60歳未満の配偶者は、市町村役場に届出をすることにより第三号被保険者となり、第二号、第三号被保険者以外の20歳以上60歳未満の人は全員第一号被保険者となります。

このように、20歳以上60歳未満の全ての人は、公的年金の土台である国民年金に加入しているのです。就職や退職、結婚など、人生の節目には必ず国民年金の届出を行ってください。

厚生年金・共済組合		
国民年金(基礎年金)		
(第1号被保険者) 自営業者等	(第3号被保険者) 第2号被保険者の被扶養配偶者	(第2号被保険者) 会社員・公務員等

年金のしくみは2階建て

国民年金と個人年金はここが違う!

国民年金は、国が運営している社会保障制度のひとつで全員が加入することが義務づけられており、年金額は物価に応じてスライドするため、その価値は保障されています。これに対し、個人年金や生命保険は、本人の希望で加入するもので、その給付については、契約時の金額であるため、物価の上昇や生活水準に対応することはできません。国民年金と個人年金の違いを表にしてみました。

※ 国民年金と個人年金の違い

	国民年金	個人年金
しくみ	世代間の助け合いにより公平に年金を支給する国の社会保障制度の1つ	個人が任意に契約し、老後に受け取る一種の貯蓄
運営	国	生命保険会社など
保険料	1カ月 13,300円(平成11年度)	個人が契約した額
年金の財源	年金額の3分の1を国が負担、3分の2を保険料とその運用利息	加入者の掛け金とその運用利息
年金額の引上げ	物価変動に応じて年金額がスライドするため、年十年先でも年金の価値が保障(完全自動物価スライド制)	契約したときの年金額、物価スライド制を取り入れていないため、物価が上昇しても契約した内容の年金額
税控除	納めた保険料は「社会保険料控除」として全額所得から控除。また、受ける年金には「公的年金控除」がある。	最高5万円までの控除。税の控除がなく、全額が課税対象になる。
事務費	全額国が負担	加入者の掛金

消費者モニター募集

1月7日～2月4日

〈公正取引委員会〉

公正取引委員会は、「独占禁止法」に基づいて価格カルテルや不正な取引を取り締まるとともに、「景品表示法」に基づいて一般消費者の正しい商品選択を誤らせないような不当表示などを取り締まっています。こうした公正取引委員会の仕事に消費者の立場から協力していただける消費者モニターを募集します。あなたも消費者モニターとなつて、意見を反映させてみませんか。

〈仕事の内容〉

- ① 研修会(年一回、各都道府県ごとに開催予定)への出席
- ② 年数回のアンケートの回答
- ③ 自由通信により消費者としての意見、要望、情報の随時の提供
- ④ 各種調査への協力

任期 二〇〇〇年四月から一年間
謝礼 年額一万二千元(研修会の不

参加などで減額することがあります。研修会の交通費は別途支給します。

〈募集人数〉

全国で一千人

〈応募資格〉

二十歳以上の消費者(男女)

〈応募方法〉

官製はがきに次の事項を記入の上、各公正取引委員会事務所に郵送してください。

【官製はがきの表面に】
郵便番号、住所、氏名(ふりがな)、年齢、性別、電話番号
【官製はがきの裏面に】
職業(会社員、専業主婦、パート等)、各種モニター経験の有無、家族構成(続柄、年齢職業例・夫40会社員、子9小学生)、最寄駅名、最寄駅までの所要時間、応募した理由(百字程度以上)

〈応募締切〉

二〇〇〇年二月四日(当日消印有効)

〈選考結果〉

採用の方には四月上旬までに通知します(採用されなかった方にはお知らせできません。あらかじめご了承ください)。

○消費者モニター応募・

〈関東甲信越地方〉 問い合わせ先

公正取引委員会 消費者取引課

〒100-8987

東京都千代田区霞が関1-1-1

中央合同庁舎第6号館B棟

03-135811753

03-135811753